注　この表における用語については、次に定めるところによる。

一　「親子会社等又は関連企業への対外投資」とは、居住者による次に掲げるもの（当該投資により次に掲げるものに該当することとなるものを含む。以下この号において同じ。）への投資をいい、「親子会社等又は関連企業への対内投資」とは、次に掲げるものによる居住者への投資をいう。

イ　当該居住者の外国にある本店又は外国支店

ロ　当該居住者の総議決権等（会社の総株主若しくは総社員の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）、特定目的会社の特定出資の総口数又は外国法人の総株主、総社員若しくは総出資者の議決権をいう。以下この注において同じ。）の百分の十以上の議決権等（会社の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）、特定目的会社の特定出資又は外国法人の議決権をいう。以下この注において同じ。）を所有する非居住者（この表において「外国親会社等」という。）

ハ　当該居住者により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロに掲げるものを除き、この表において「外国子会社等」という。）

ニ　当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の過半数を所有されている外国法人（ロ及びハに掲げるものを除く。）

ホ　前号に掲げる外国法人により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからホまでに掲げるものを除く。）

ト　外国親会社等又は当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（この表において「特定親会社」という。）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びニからヘまでに掲げるものを除く。）

チ　トに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びホに掲げるものを除く。）

リ　外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからトまでに掲げる外国法人を除く。）

ヌ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総議決権等の過半数を所有する外国法人（ロからリまでに掲げるものを除く。）

ル　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数の議決権等を所有する外国法人により総議決権等の百分の十以上を所有されている外国法人（ロからヘまで、リ及びヌに掲げるものを除く。）

二　「対外投資に係る外国関連企業」とは、一のニからヘまでに掲げる外国法人をいう。

三　「対内投資に係る外国関連企業」とは、一のトからルまでに掲げる外国法人をいう。

四　「本邦子会社等」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において外国親会社等への投資をする又は外国親会社等から投資を受ける居住者をいう。

五　「本邦親会社等」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において外国子会社等への投資をする又は外国子会社等から投資を受ける居住者をいう。

六　「本邦関連企業」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業への投資をする又はこれらからの投資を受ける居住者をいう。

別表第二を次のように改める。

別表第二　国又は地域番号　（第三十七条関係）

国又は地域名	番号
日本	一〇〇
（アジア）	
大韓民国	一〇三
北朝鮮	一〇四
中華人民共和国	一〇五
台湾	一〇六
モンゴル	一〇七
香港	一〇八
ベトナム	一一〇
タイ	一一一
シンガポール	一一二
マレーシア	一一三
ブルネイ	一一六
フィリピン	一一七
インドネシア	一一八
カンボジア	一二〇
ラオス	一二一
ミャンマー	一二二
インド	一二三
パキスタン	一二四
スリランカ	一二五
モルディブ	一二六
バングラデシュ	一二七
東ティモール	一二八
マカオ	一二九
アフガニスタン	一三〇
ネパール	一三一
ブータン	一三二